

令和 8 年度
三股町長・三股町議会議員選挙
選挙公営制度の手引

＜公費負担ができる経費＞

- ◆選挙運動用自動車の使用
- ◆選挙運動用ビラの作成
- ◆選挙運動用ポスターの作成

三股町選挙管理委員会
〒889-1995 三股町五本松1番地1
電話：0986-52-1111

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	選挙公営制度の概要	
1	公費負担の種類	1
2	対象となる候補者の要件	1
3	公費負担の限度額	3
第 3	選挙公営制度関係事務日程（概略）	3
第 4	選挙公営の事務手続の流れ	4
第 5	選挙運動用自動車使用の公営のあらまし	
1	公営による自動車の使用の手続等	6
2	公費負担の額	8
3	支払請求の手続等	9
第 6	選挙運動用ビラ作成の公営のあらまし	
1	公営によるビラの作成の手続	10
2	ビラの枚数等の範囲	11
3	支払請求の手続	11
第 7	選挙運動用ポスター作成の公営のあらまし	
1	公営によるポスターの作成の手続	12
2	ポスターの枚数等の範囲	13
3	支払請求の手続	13
第 8	選挙公営関係書類 様式集	14

別冊 選挙公営関係書類 記載例集

第1 はじめに

この手引きは、令和8年8月に執行する三股町長選挙及び三股町議会議員選挙における選挙運動の費用の一部を、法令等に基づき三股町が負担すること（以下「選挙公営制度」という。）について、その対象、限度額、請求手続等を説明したものです。選挙公営は、お金のかからない選挙を実現することにより、公正な選挙が行われるようにするための制度です。

候補者及び候補者と選挙公営制度に基づく契約を結んだ相手方業者等は、この手引の説明要領により、書類の提出期限、記載方法など間違いのないよう手続をしてください。手続に必要な書類(14 頁～)の作成方法は、別冊「選挙公営関係書類記載例集」に綴り込んでありますので、ご参照ください。

第2 選挙公営制度の概要

1 公費負担の種類

選挙公営制度については、「三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年三股町条例第33号。以下「条例」という。）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）で上限額等の基準が定められています。

【公費負担の対象】・選挙運動用の自動車の使用

・選挙運動用ポスターの作成

・選挙運動用ビラの作成

2 対象となる候補者の要件

公費負担を受けるためには、供託物が没収されないことが条件になります。

町長選挙の立候補の届出に当たっては50万円、町議会議員選挙の立候補の届出に当たっては15万円の現金又はこれに相当する額面の国債証書(以下「供託物」という。)を供託しなければなりません。

選挙の結果、候補者の得票数が、没収点に達しない場合、供託物は没収され、三股町に帰属することとなります。(法第93条)

供託物を没収された候補者は公費負担の対象とならず、すべて自己負担となります。

【三股町長選挙の供託物没収点の計算式】

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{定数(1)}} \times \frac{1}{10}$$

【三股町議会議員選挙の供託物没収点の計算式】

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数(12)}} \times \frac{1}{10}$$

3 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用 (①または②のいずれか)

区 分		公費負担の対象	公費負担の上限額	備 考
選挙運動用自動車の使用	①一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借り上げ）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日につき1台に限る。）	1日 64,500 円× 5日 = 322,500 円	「①の契約」と「②の契約」はどちらかを選択
	②その他の契約	自動車の借入れ契約（レンタル、個人、会社等からの借入れ）	1日 16,100 円× 5日 = 80,500 円	
		燃料の供給契約	1日 7,700 円× 5日 = 38,500 円	
		運転手の雇用契約	1日 12,500 円× 5日 = 62,500 円	

※5日…告示日から投票日前日

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
作成単価と①の少ない方の額 × 作成枚数と②の少ない方の枚数	8 円 38 銭…①	【町長選挙】 5,000 枚…② 【町議会議員選挙】 1,600 枚…②

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
作成単価と①の少ない方の額 × 作成枚数と②の少ない方の枚数	$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times 84 \text{ 箇所} + 316,250 \text{ 円}}{84 \text{ 箇所 (ポスター掲示場数)}}$ = 4,352 円…①	84 枚…② ポスター掲示場数

※選挙公営制度の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者と有償契約を締結する必要があります。

※契約代金が上限額を超えた場合、超えた分の費用は公費負担の対象となりません。支払等について、候補者と契約業者との間で十分に協議してください。

※選挙管理委員会から業者への説明は行いません。よって、業者には候補者から説明をしてくださるよう、よろしくお願いいたします。（※町内のガソリンスタンドには情報を事前に提供します）

※無投票となった場合の取扱いは以下のとおりです。

選挙運動用自動車の使用	告示日 1 日の使用分のみ、選挙公営制度の対象となります。
選挙運動用ビラの作成	投票の有無にかかわらず、選挙公営制度の対象となります。
選挙運動用ポスターの作成	

第 3 選挙公営制度関係事務日程（概略）

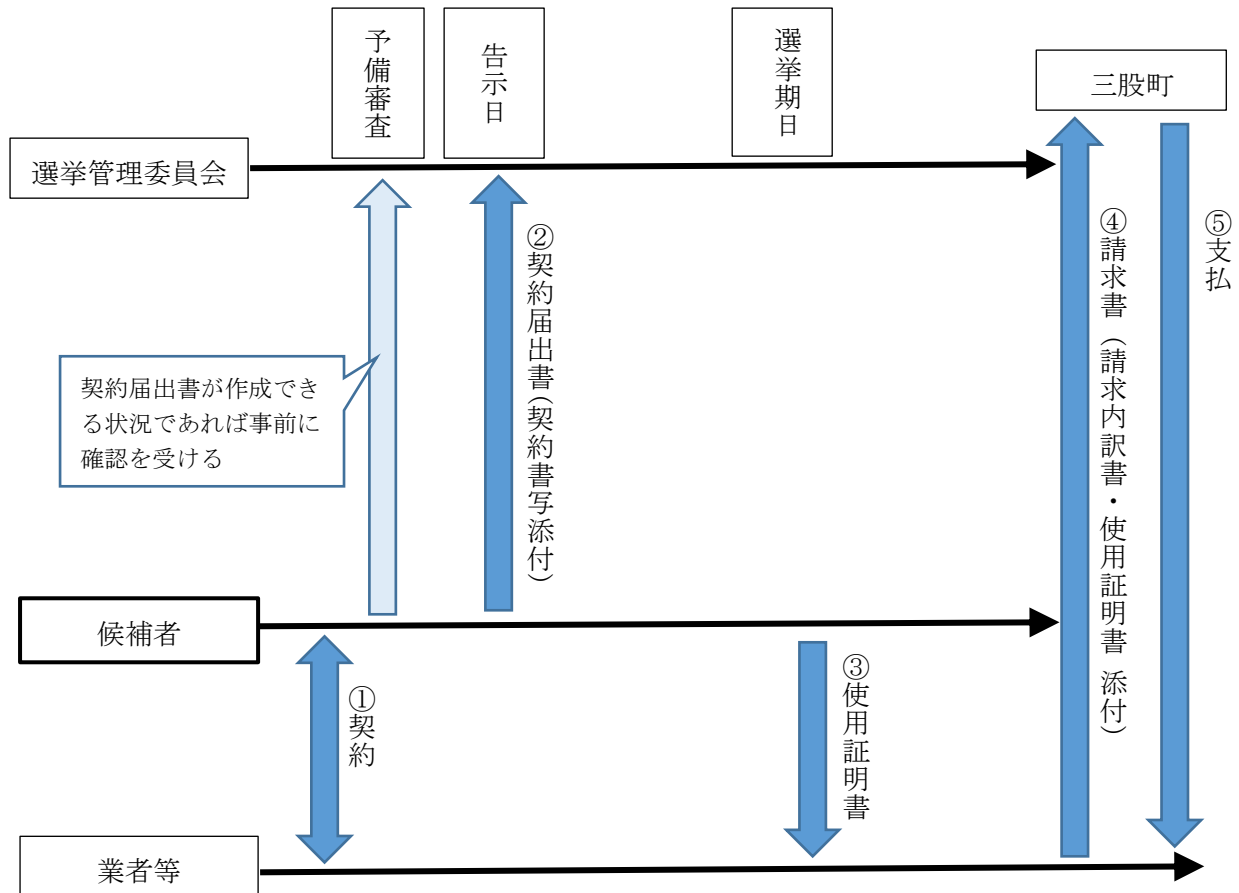
区 分	期 日
立候補予定者説明会（関係書類を配布）	7 月 8 日（水）
選挙運動用自動車の使用 選挙運動用ビラの作成 選挙運動用ポスターの作成 } の契約締結 （候補者と業者等）	告示日前でも構わない
選挙公営関係書類事前確認 ※ 告示日に提出する書類が右期日までに事前作成できる場合	8 月 14 日（月）【事前審査日】
【選挙告示日】（立候補届出日）	8 月 25 日（火）
契約届出書の提出（候補者→選管）	8 月 25 日（火）【告示日】 ※告示日以降に契約した場合は契約後直ちに提出。
確認申請書（候補者→選管） 確認書交付（選管→候補者） 確認書提出（候補者→業者）	告示日以降
各証明書の作成、提出（候補者→業者）	実績に基づいて作成し提出
投・開票日	8 月 30 日（日）
公費負担の請求（業者→町長） ※候補者への支払いではありません。	9 月 14 日（月）まで
公費負担の支払い（町→業者）	請求書の提出日以降

< 支払に関する留意点 >

公費負担の経費は、町が直接業者等に支払いますが、限度額を上回った分については、候補者が支払うことになります。契約時に、候補者と業者等の間で、経費の額や支払い等については、十分に確認しておいてください。

第4 選挙公営の事務手続の流れ

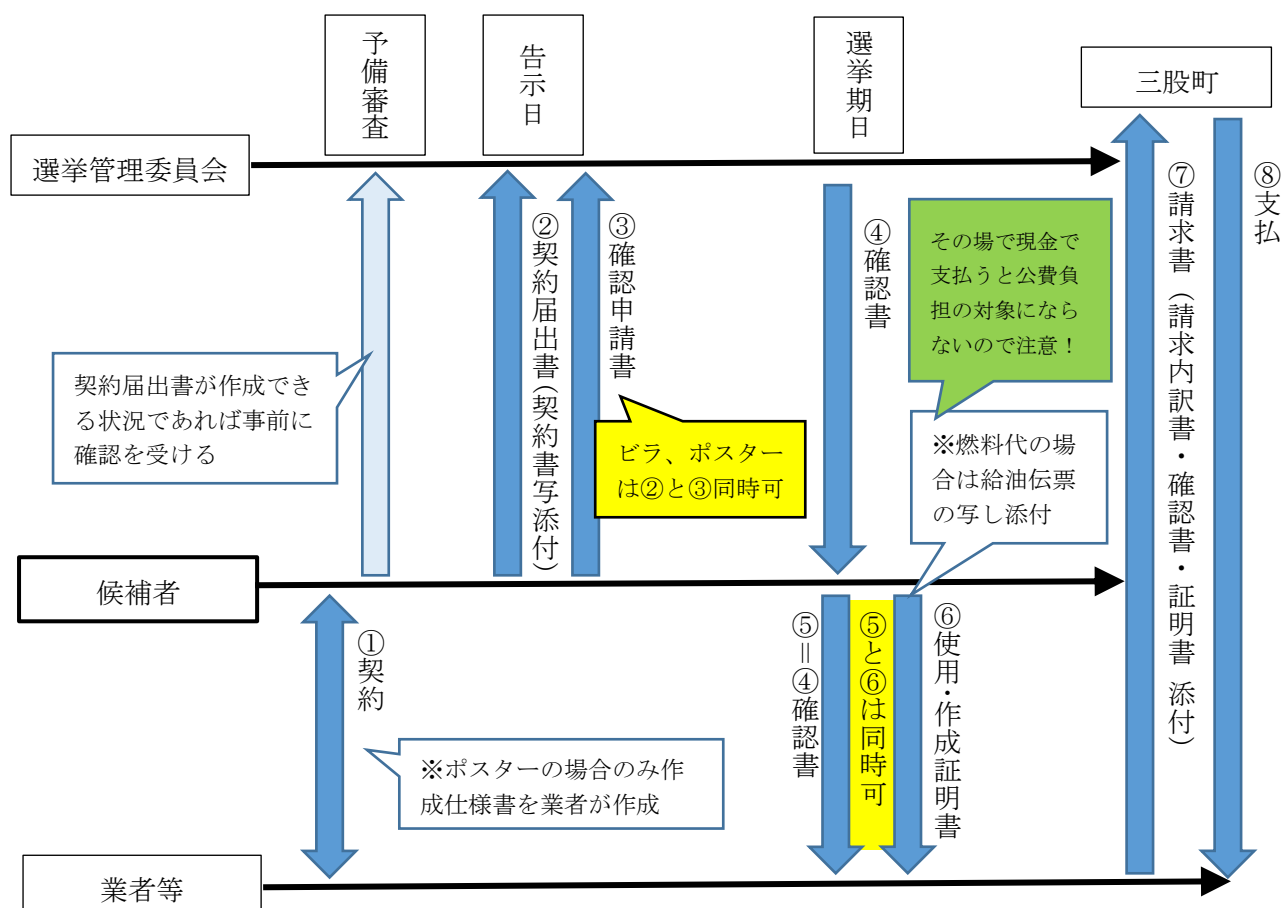
(1) 選挙運動用自動車（ハイヤー等方式・車借入れ・運転手雇用）の場合



※ ハ：ハイヤー等方式／車：車借入れ／運：運転手雇用

順序	手続	書類等	期日
①	契約締結 (候補者↔業者等)	[契約書] ハ…参考様式1 車…参考様式2、運…参考様式4	告示日前でも構わない
②	契約届出書 (候補者→選管)	[契約届出書] (様式第1号) ※契約書写し添付	告示日 ※告示日以降に契約した場合は契約後直ちに
③	使用証明書 (候補者→業者等)	[使用証明書] ハ・車…様式第10号 運…様式第12号	実績に基づいて作成
④	請求書 (業者等→町)	[請求書] (様式第15号) [請求書内訳書] ハ…様式第15号別紙その1 車…様式第15号別紙その2(1) 運…様式第15号別紙その2(3) ※使用証明書を添付	選挙期日後15日以内
⑤	支払(町→業者等)		

(2) 自動車燃料代、ビラ、ポスターの場合



※ 燃：燃料代／ビ：ビラ作成／ポ：ポスター作成

順序	手続	書類等	期日
①	契約締結 (候補者↔業者等)	[契約書] 燃…参考様式 3 ビ…参考様式 5、ポ…参考様式 6 ※ポスターのみ[作成仕様書](様式第3号の2)を業者が作成	告示日前でも構わない
②	契約届出書 (候補者→選管)	[契約届出書]※契約書写し添付 燃…様式第1号、ビ…様式第2号 ポ…様式第3号(作成仕様書も添付)	告示日 ※告示日以降に契約した場合は契約後直ちに
③	確認申請書 (候補者→選管)	[確認申請書] 燃…様式第4号 ビ…様式第5号、ポ…様式第6号	告示日以降 ※燃料代は使用量確定後
④	確認書 (選管→候補者)	[確認書] 様式第7号～9号 ※選管が作成する分です	確認申請書受付後
⑤	確認書 (候補者→業者等)	④の確認書を業者等に提出	
⑥	使用・作成証明書 (候補者→業者等)	[証明書] 燃…様式第11号(伝票添付) ビ…様式第13号、ポ…様式第14号	実績に基づいて作成 ⑤と⑥は同時可
⑦	請求書 (業者等→町)	[請求書][請求書内訳書]※証明書添付 燃…様式第15号、同別紙その2(2) ビ…様式第16号、同別紙 ポ…様式第17号、同別紙	選挙期日後15日以内 ※燃料代の場合は給油伝票写し添付
⑧	支払(町→業者等)		

第5 選挙運動用自動車使用の公営のあらまし

候補者は、条例の規定に基づき、一定の上限額の範囲内で、選挙運動用自動車（以下「自動車」という。）を公費負担で使用することができます。

1 公営による自動車の使用の手続等

候補者が、自動車の使用について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続が必要です。

(1) 契約の締結

一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者と自動車の使用に関し、有償契約を締結すること。

※自動車の使用は、契約の内容により、次のように区分されます。

ア 一般運送契約によるもの

自動車、燃料及び運転手込みで自動車を借り受ける場合（いわゆるハイヤー方式）で、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約です。

※一般乗用旅客自動車運送事業者とは、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を貸し切って旅客を運送する事業の許可を受けた業者をいいます。

イ 一般運送契約以外の契約によるもの

自動車の借入れ、燃料（ガソリン等）の供給又は運転手の雇用を個別に行うものです。契約の相手方は、それぞれ自動車の貸与者（いわゆるレンタカー方式）、燃料の供給業者又は運転者等となります。

《選挙公営関係書類記載例集（以下「記載例」という。）2～4、13 ページを参照》

※以下の点に注意ください。

（ア）個別に契約する場合、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族であるときは、その親族がそれらの契約に係る業務を業として行っている場合に限り、公費負担の対象となります。

例えば、自動車の借入契約の相手方が、候補者と生計を一にしている候補者の配偶者であるときは、その者が自動車の貸し出しを業としない限り、自動車の使用の公営は認められません。

（イ）道路運送法第80条では「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない」と規定されており、道路運送法第80条の許可を受けていない者から有償で自動車を借り受けた場合には道路運送法第80条に抵触するおそれがありますので、ご注意下さい。

※業者から「わ」ナンバーの車を借り上げることをお勧めします。「わ」ナンバーは、貸渡用車両に使用されるもので、レンタカーやカーシェアリング用の自動車等になります。

★道路運送法に関するお問い合わせ ☎九州運輸局宮崎運輸支局 0985-51-3824

(ウ) 自動車の借入に係る選挙公営費用としてレンタカー業者等に支払う金額は、選挙運動用自動車の借上料のみです。

自動車用看板作成費用・取付け費用、拡声機借上費用・取付け費用など別途の契約については候補者の自己負担となりますので、ご注意ください。(契約方法について疑義がある場合は、事前に選挙管理委員会へご相談下さい。)

(2) 契約届出の提出

(1) の契約の締結をしたときは、立候補届出後直ちに(届出時でも可)、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第1号)に契約書(参考様式1から参考様式4まで)の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。なお、契約に変更が生じた場合も同様とします。《記載例5ページ》

(3) 燃料代確認の申請(一般運送契約を除く。)

ア 候補者は、燃料代の供給について(2)の契約届出書を提出した後、金額確定後に「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」(様式第4号)を選挙管理委員会に提出して、自動車の燃料の金額の確認を受けてください。

《記載例14ページ》

※この燃料の金額の確認は、燃料代金の累積額が条例で定めた限度額の範囲内であることを確認するためのものです。公費負担の額は、この確認申請書で確認した金額の範囲内に限られます。

イ アの申請をした候補者に、選挙管理委員会が「選挙運動用自動車燃料代確認書」(様式第7号)を交付しますので、候補者は、この確認書を直ちに契約者(燃料供給業者)に提出してください。《記載例15ページ》

(4) 使用証明書の提出

(2)の契約届出書を提出した候補者は、有償契約を締結した契約者ごとに、実績に基づいて次の証明書を作成し、当該契約者に提出してください。

ア 一般運送契約の場合…選挙運動用自動車使用証明書(自動車)
(様式第10号)《記載例6ページ》

イ 一般運送契約以外の契約の場合

(ア) 自動車の借り入れの場合…選挙運動用自動車使用証明書(自動車)
(様式第10号)《記載例6ページ》

(イ) 燃料の供給の場合…選挙運動用自動車使用証明書(燃料)
(様式第11号)《記載例16ページ》

(ウ) 運転手の雇用の場合…選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
（様式第 12 号）《記載例 7 ページ》

2 公費負担の額

公費負担の額は、候補者 1 人について、次の金額の範囲内で負担されます。

(1) 一般運送契約の場合（ハイヤー方式）

1 日 1 台につき $64,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = 322,500 \text{ 円}$

（契約により支払うべき金額が 64,500 円未満のときは、その金額）

※以下の点にご注意下さい。

- ・立候補届出の日（告示日）から選挙期日の前日までの間で、実際に使用した日が公費負担の対象となります。
- ・同一の日に 2 台以上の自動車を使用した場合（例：午前と午後で別の車に乗り換える等）は、候補者が指定するいずれか 1 台に限り、公費負担の対象となります。

(2) 一般運送契約以外の契約の場合（レンタカー方式）

ア 自動車の借入れ契約の場合

1 日 1 台につき $16,100 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = 80,500 \text{ 円}$

（契約により支払うべき金額が 16,100 円未満のときは、その金額）

※以下の点にご注意下さい。

- ・立候補届出の日（告示日）から選挙期日の前日までの間で、実際に使用した日が公費負担の対象となります。
- ・同一の日に 2 台以上の自動車を使用した場合（例：午前と午後で別の車に乗り換える等）は、候補者が指定するいずれか 1 台に限り、公費負担の対象となります。

イ 燃料の供給契約の場合

次の限度額の範囲内であることについて、選挙管理委員会が確認した金額（契約に支払うべき金額がこの金額未満のときは、その金額）

限度額＝ $7,700 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = 38,500 \text{ 円}$

ウ 運転手の雇用契約の場合

1 日 1 人 $12,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = 62,500 \text{ 円}$

（契約により支払うべき金額が 12,500 円未満のときは、その金額）

※以下の点に注意してください。

- ・立候補届出の日から選挙期日の前日までの間で、実際に雇用した日が公費負担の対象となります。

- ・同一の日に2人以上の運転手を雇用した場合（例：午前と午後で別の運転手を雇用する等）は、候補者が指定するいずれか1人に限り、公費負担の対象となります。

(3) 「一般運送契約」と「一般運送契約以外の契約」を締結した場合
候補者の指定するいずれか一の契約に限り、公費負担の対象となります。

3 支払請求の手続等

(1) 請求の方法

契約者（事業者等）が、選挙期日後15日以内に、町長宛で次の書類を提出していただきます。

なお、候補者が供託物を没収されるときは、請求することができません。

◎請求に必要な書類

ア 一般運送契約の場合（ハイヤー方式）

- (ア) 請求書（様式第15号）《記載例8ページ》
- (イ) 請求内訳書（様式第15号 別紙その1）《記載例9ページ》
- (ウ) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10号）
《記載例6ページ》

イ 一般運送契約以外の契約の場合（レンタカー方式）

(ア) 自動車の借入れ契約の場合

- a 請求書（様式第15号）《記載例8ページ》
- b 請求内訳書（様式第15号 別紙その2(1)）《記載例10ページ》
- c 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10号）
《記載例6ページ》

(イ) 燃料の供給契約の場合

- a 請求書（様式第15号）《記載例8ページ》
- b 請求内訳書（様式第15号（その2(2)））《記載例17ページ》
- c 給油伝票（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量及び給油金額が記載されたもの）の写し
- d 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第11号）
《記載例16ページ》
- e 選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第7号）《記載例15ページ》

(ウ) 運転手の雇用契約の場合

- a 請求書（様式第15号）《記載例8ページ》
- b 請求内訳書（様式第15号（その2(3)））《記載例11ページ》
- c 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第12号）
《記載例7ページ》

(2) 支払方法

町が契約者（事業者等）に対して、直接指定口座に支払います。

第6 選挙運動用ビラ作成の公営のあらまし

候補者は、条例の規定に基づき、一定の限度額の範囲内で、選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）を公費負担で作成することができます。

なお、ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動用に算入されますのでご注意ください。

1 公営によるビラの作成の手続

候補者が、ビラの作成について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続きが必要です。

(1) 契約の締結

ビラ作成業者とビラの作成に関し有償契約を締結すること。《記載例 19 ページ》

(2) 契約届出書の提出

(1) の契約を締結したときは、立候補届出後直ちに（届出時でも可）、「ビラ作成契約届出書」（様式第 2 号）に契約書（参考様式 5）の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。なお、契約に変更が生じた場合も同様とします。《記載例 20 ページ》

(3) 作成枚数確認の申請

ア 候補者は、(2) の契約届出書を提出したときは、「ビラ作成枚数確認申請書」（様式第 5 号）を選挙管理委員会に提出して、枚数の確認を受けてください。《記載例 21 ページ》

※この枚数の確認は、ビラ作成枚数が条例で定めた枚数の範囲内であることを確認するためのもので、公費負担の額は、この確認枚数を基に算定されます。

イ アの申請をした候補者には、選挙管理委員会が「ビラ作成枚数確認書」（様式第 8 号）を交付しますので、候補者は、この確認書を直ちに契約者（作成業者）に提出してください。

(4) 作成証明書の提出

(3) イの確認書を契約者に提出した候補者は、契約者（作成業者）に対して、「ビラ作成証明書」（様式第 13 号）を提出してください。

《記載例 23 ページ》

2 ビラの枚数等の範囲

(1) 公費負担の対象となるビラの枚数は、町長選挙で 5,000 枚、町議会議員選挙で 1,600 枚が上限です。

◎対象となる枚数の範囲

法が定める枚数（町長選 5,000 枚、町議選 1,600 枚）の範囲内であることについて、選挙管理委員会が確認した枚数に限られます。したがって、確認をしていないもの及び対象となる枚数を超えた枚数分は対象外となります。

(2) 公費負担の額は、次の金額の限度内で負担されます。

契約によるビラ 1 枚の作成単価（上限 8 円 38 銭）×作成枚数

1 枚当たりの作成単価（作成単価が 8 円 38 銭を越える場合は 8 円 38 銭）に作成枚数を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）が公費負担限度額となります。

3 支払請求の手続

(1) 請求の方法

契約者（作成業者）が、次の書類を選挙期日後 15 日以内に町長宛で次の書類を提出してください。

◎ 請求に必要な書類

- ア 請求書（様式第 16 号）《記載例 24 ページ》
- イ 請求内訳書（様式第 16 号 別紙）《記載例 25 ページ》
- ウ ビラ作成枚数確認書（様式第 8 号）《記載例 22 ページ》
- エ ビラ作成証明書（様式第 13 号）《記載例 23 ページ》

(2) 支払の方法

町が契約者（作成業者）に対して直接、指定口座に支払います。

第7 選挙運動用ポスター作成の公営のあらまし

候補者は、条例の規定に基づき、一定の限度額の範囲内で選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）を公費負担で作成することができます。

なお、ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であつても、選挙運動用に算入されますのでご留意ください。

1 公営によるポスターの作成の手続

候補者が、ポスターの作成について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続が必要です。

（1）契約の締結

ポスター作成業者とポスターの作成に関し、有償契約を締結すること。このとき作成業者から「ポスター作成仕様書」（様式第3号の2）を受取ること。《記載例 27、28 ページ》

（2）契約届出書の提出

（1）の契約を締結したときは、立候補届出後直ちに（届出時でも可）、「ポスター作成契約届出書」（様式第3号）に契約書（参考様式6）の写しと「ポスター作成仕様書」（様式第3号の2）を添えて選挙管理委員会に届け出てください。なお、契約に変更が生じた場合も同様とします。

《記載例 29 ページ》

（3）作成枚数確認の申請

ア 候補者は、（2）の契約届出書を提出したときは、「ポスター作成枚数確認申請書」（様式第6号）を選挙管理委員会に提出して、枚数の確認を受けて下さい。《記載例 30 ページ》

イ アの申請をした候補者には、選挙管理委員会が「ポスター作成枚数確認書」（様式第9号）を交付しますので、候補者は、この確認書を直ちに契約者（作成業者）に提出してください。《記載例 31 ページ》

（4）作成証明書の提出

（3）イの確認書を契約者に提出した候補者は、契約者（作成業者）に対して、「ポスター作成証明書」（様式第14号）を提出してください。

《記載例 32 ページ》

2 ポスターの枚数等の範囲

(1) 公費負担の対象となるポスターの枚数は、次のとおりです。

対象となる作成枚数＝ポスター掲示場数に相当する枚数以内（84 枚）

◎対象となる作成枚数の範囲

ポスター掲示場数（84 枚）の範囲内であることについて、選挙管理委員会が確認した枚数に限られます。したがって、確認をしていないもの及び対象となる作成枚数を超えた枚数分は対象外となります。

(2) 公費負担の額は、次の金額の限度内で負担されます。

ポスター 1 枚の作成単価（上限 4,352 円）×作成枚数（上限 84 枚）

1 枚当たりの作成単価（作成単価が 4,352 円を超える場合は 4,352 円）に作成枚数（上限 84 枚）を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）が公費負担限度額となります。

3 支払請求の手続

(1) 請求の方法

契約者（作成業者）が、次の書類を選挙期日後 15 日以内に、町長宛で次の書類を提出していただきます。

なお、候補者が供託物を没収されるときは、請求することができません。

◎請求に必要な書類

- ア 請求書（様式第 17 号）《記載例 33 ページ》
- イ 請求内訳書（様式第 17 号 別紙）《記載例 34 ページ》
- ウ ポスター作成枚数確認書（様式第 9 号）《記載例 31 ページ》
- エ ポスター作成証明書（様式第 14 号）《記載例 32 ページ》

(2) 支払の方法

町が契約者（作成業者）に対して、直接指定口座に支払います。

第8 選挙公営関係書類 様式集

ここでは、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程に定めた様式第1号から様式第17号、及び、候補者と事業者等間で契約を締結するための参考様式1～6までを掲載します。

様式各号の内容については下記のとおりです。

- 様式第1号 選挙運動用自動車の使用の契約届出書
- 様式第2号 ビラ作成契約届出書
- 様式第3号 ポスター作成契約届出書
- 様式第3号の2 ポスター作成仕様書
- 様式第4号 自動車燃料代確認申請書
- 様式第5号 ビラ作成枚数確認申請書
- 様式第6号 ポスター作成枚数確認申請書
- 様式第7号 自動車燃料代確認書
- 様式第8号 ビラ作成枚数確認書
- 様式第9号 ポスター作成枚数確認書
- 様式第10号 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)
- 様式第11号 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)
- 様式第12号 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)
- 様式第13号 ビラ作成証明書
- 様式第14号 ポスター作成証明書
- 様式第15号 請求書(選挙運動用自動車の使用)
- 様式第16号 請求書(ビラの作成)
- 様式第17号 請求書(ポスターの作成)

- 参考様式1 運送契約書(ハイヤー方式等)
- 参考様式2 車輛賃貸借契約書(自動車借入れ)
- 参考様式3 自動車燃料供給契約書(燃料代)
- 参考様式4 自動車運転手雇用契約書(運転手雇用)
- 参考様式5 ビラ作成契約書(ビラ作成)
- 参考様式6 ポスター作成契約書(ポスター作成)

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

年 月 日執行
候補者氏名

選挙

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額(円)	

2 1に掲げる場合以外の場合

区 分	項 目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	契 約 内 容		備 考
				期間等	契約金額(円)	
自動車の借入						
運 転 手 の 用 雇						
燃 料 代						

(注)

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 燃料代について単価契約を締結した場合は、「備考」に契約単価を記載してください。
(なお、2の「契約内容」の「契約金額」に契約の見込額を記載して差し支えありません。)

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	契 約 内 容		備 考
		作成枚数	作成金額	

(注) 契約書の写しを添付してください。

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	契 約 内 容		備 考
		作成枚数	作成金額	

(注) 契約書の写しを添付してください。

様式第 3 号の 2(第 2 条関係)

ポスター作成仕様書

年 月 日

候補者氏名 宛て

住所
氏名又は名称
(法人にあっては
その代表者の氏名
も記入)

1 ポスターの仕様

作成契約枚数(イ)	規格・サイズ	紙質・厚さ	その他の仕様
枚			

2 内訳

項 目	数 量	単 価	金 額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
消費税			円
合 計			円(ロ)

3 ポスターの作成単価

作成金額(ロ)	÷	作成契約枚数(イ)	=	作成単価(ハ)
円		枚		円 銭

※作成金額には、上記 2 (ロ) の合計額を、作成契約枚数には、上記 1 (イ) の枚数を用いて作成単価 (ハ) を算出し、円未満の端数がある場合は、銭の単位まで記入してください。

4 ポスター作成公費対象額

単 価	×	枚 数	=	作成公費対象額(二)
円 銭		枚		円

※単価には、上記 3 (ハ) の額が下記により算出した額 (以下「基準限度額単価」という。) 以下の場合はその額を、基準限度額単価を超える場合は、基準限度額単価を用いて作成公費対象額を算出してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数 } 84)}{\text{ポスター掲示場数 } 84} = \text{基準限度額単価}$$

※ 1 円未満の端数切上げ

備考

- このポスター作成仕様書は、契約書締結時にポスター作成業者から候補者に提出し、候補者はポスター作成契約の届出時にこの写しを三股町選挙管理委員会へ提出してください。
- 公費負担の対象となる経費は、上記 4 (二) の額 (公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター枚数) のみに係る費用であり、その他の印刷物は公費負担の対象とはなりません。

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

自動車燃料代確認申請書

自動車燃料代について、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所
(住所)
(名称)
(氏名又は代表者氏名)

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左 の う ち 確 認 済 又 は 確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

(注)

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに候補者から三股町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

ビラ作成枚数確認申請書

ビラ作成枚数について、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所
(住所)
(名称)
(氏名又は代表者氏名)

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の購入枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

(注)

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに候補者から三股町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長 宛て

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

ポスター作成枚数確認申請書

ポスター作成枚数について、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所
(住所)
(名称)
(氏名又は代表者名)

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の購入枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

(注)

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに候補者から三股町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第7号(第3条関係)

確認番号

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長



自動車燃料代確認書

三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代が同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認金額 円

(注)

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者が公費の支払を請求する場合は、請求書に選挙運動用自動車使用証明書(燃料)及び当該確認書を添付してください。なお、公費の支払を請求できるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、燃料供給業者は、三股町に支払を請求することはできません。

様式第 8 号(第 3 条関係)

確認番号

ビラ作成枚数確認書

三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数が同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長



1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

(注)

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者が公費の支払を請求する場合には、請求書にビラ作成証明書及び当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、ビラ作成業者は、三股町に支払を請求することはできません。

様式第9号(第3条関係)

確認番号

年 月 日

三股町選挙管理委員会委員長



ポスター作成枚数確認書

三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数が同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

(注)

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者が公費の支払を請求する場合は、請求書にポスター作成証明書及び当該確認書を添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、ポスター作成業者は、三股町に支払を請求することはできません。

年 月 日
年 月 日執行 選挙
候補者氏名

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください)	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2 左に掲げる契約以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は名 称及び法人にあってはその 代表者の氏名並びに住所			
車種及び自動車登録番号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額 (円)	備 考

(注)

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が三股町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、運送事業者等は、三股町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合64,500円
 - (1)以外の場合16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約及びそれ以外の契約のいずれも締結した場合は、候補者の指定する一の契約以外は、公費負担の対象となりませんので、当該契約についてのみ記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合、候補者の指定する1台以外は、公費負担の対象となりませんので、当該車両についてのみ記載してください。
- 5の場合は候補者の指定した契約以外の契約について、6の場合は候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、三股町に支払を請求することはできません。

様式第11号(第5条関係)

年 月 日
年 月 日執行
選挙
候補者氏名

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	(氏名又は名称)			
	(住所)			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

(注)

- この証明書は、使用の実績に基づいて燃料供給業者ごとに作成し、給油伝表(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が三股町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、燃料供給業者は、三股町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運 転 手 の 氏 名 及 び 住 所	(氏名)	
	(住所)	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

- (注)
- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が三股町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、三股町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合は、候補者の指定する1人以外は、公費負担の対象となりませんので、当該運転手についてのみ記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、三股町に支払を請求することはできません。

様式第 13 号(第 5 条関係)

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者の氏名並びに住所	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

(注)

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が三股町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、ビラ作成業者は、三股町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

三股町長選挙 5,000枚
三股町議会議員選挙 1,600枚

(2) 限度額

8円38銭(単価)×当該作成枚数＝限度額

年 月 日
執行 選挙
候補者氏名

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者の氏名並びに住所	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	箇所

- (注)
- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2 ポスター作成業者が三股町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、三股町に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数
ポスター掲示場の数

(2) 限度額

316,250円 + (586円88銭 × ポスター掲示場の数84)

ポスター掲示場数84

= 単価(1円未満切上げ)

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

年 月 日

三股町長宛て

住所

氏名又は名称

(法人にあっては
その代表者の氏名
も記入)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義

金融機関名		本店／支店／支所 営業所／出張所等	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

(注)

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三股町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙その1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
計		円	円	

(注)「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙その2)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
年 月 日	円 × 1台 = 円	円	円	
計				円

(注)「請求金額」には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	販売金額 (イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
計		円	円	円	

(注) 1 「基準限度額」の「計」には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

2 「請求金額」には、(イ)又は(ロ)の「計」のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」及び「(イ)」は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手の雇用

雇用年月日	報 酬 (イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計		円	円	

(注)「請求金額」には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください

年 月 日

三股町長宛て

住所

氏名又は名称

(法人にあつては
その代表者の氏名
も記入)

請 求 書
(ビラの作成)

三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義

金 融 機 関 名		本店／支店／支所 営業所／出張所等	
預 金 種 別	1 普 通 2 当 座	口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人			

(注)

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合は、三股町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書に作成したビラの見本 1 枚(2 種類の場合には各 1 枚)を添付してください。

請求内訳書(ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

- (注) 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

年 月 日

三股町長 宛て

住所

氏名又は名称

(法人にあつては
その代表者の氏名
も記入)

請 求 書
(ポスターの作成)

三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義

金 融 機 関 名		本店／支店／支所 営業所／出張所等	
預 金 種 別	1 普 通 2 当 座	口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人			

- (注)
- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合には、三股町に支払を請求することはできません。

請求内訳書 (ポスターの作成)

当該選挙におけるポスター掲示場数	印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

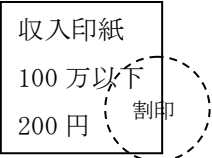
- (注) 1 「ポスター掲示場数」の欄に、ポスター作成証明書の「該当選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$316,250 \text{ 円} + (586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数 } 84)$

ポスター掲示場数 84
※1 円未満の端数は切上げ

- 3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

運送契約書
(ハイヤー・タクシー等)



-----選挙候補者----- (以下「甲」という。)
と----- (以下「乙」という。) は、選挙運動のために
運送する車輛について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

甲は、乙の車輛を公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動のため使用する。

2 車種及び登録番号 車 種 -----
登録番号 -----

3 台数 -----台

4 使用期間 令和-----年-----月-----日から令和-----年-----月-----日まで

5 契約金額 -----円 (内訳 1 日-----円×-----日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、三股町に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、乙に対して契約金額を支払うものとする

令和-----年-----月-----日

甲 -----選挙候補者
住 所 -----
氏 名 ----- (印)
乙 住 所 -----
名 称 -----
氏名又は
代表者氏名 ----- (印)

車輦賃貸借契約書
(レンタル)

-----選挙候補者----- (以下「甲」という。)
と----- (以下「乙」という。) は、選挙運動のために
使用する車輦の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

甲は、乙の車輦を公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動のため使用する。

2 車種及び登録番号 車 種 -----
登録番号 -----

3 台数 -----台

4 使用期間 令和-----年-----月-----日から令和-----年-----月-----日まで

5 契約金額 -----円 (内訳 1 日-----円×-----日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輦の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、三股町に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和-----年-----月-----日

甲 -----選挙候補者

住 所 -----

氏 名 ----- (印)

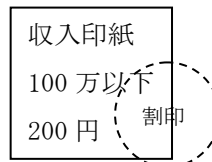
乙 住 所 -----

名 称 -----

氏名又は

代表者氏名 ----- (印)

選挙運動用自動車燃料供給契約書



_____選挙候補者_____（以下「甲」という。）と
 _____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料
 供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和____年____月____日から令和____年____月____日まで
- 2 供給場所 所在地 _____
 名 称 _____
- 3 供給を受ける自動車の登録（車輜）番号 _____
- 4 金 額 単価 1ℓ当り _____円（税込）とし、期間中の供給量に単価を乗じた
 金額とする。

5 請求及び支払

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき三股町に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和____年____月____日

甲 _____選挙候補者

住 所 _____

氏 名 _____⑩

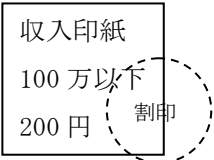
乙 住 所 _____

名 称 _____

氏名又は

代表者氏名 _____⑩

自動車運転手雇用契約書



-----選挙候補者-----（以下「甲」という。）と
-----（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法
第 141 条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和-----年-----月-----日から令和-----年-----月-----日まで
-----日間、原則として毎日-----時-----分から-----時-----分まで
- 2 契 約 金 額 -----円（1 日につき-----円）
- 3 運転する自動車の登録（車輛）番号 -----
- 4 請求及び支払

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、三股町に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、乙に対して契約金額を支払うものとする。

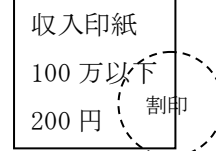
令和-----年-----月-----日

甲 -----選挙候補者
住 所 -----

氏 名 -----

乙 住 所 -----
氏名又は
代表者氏名 -----

選挙運動用ビラ作成契約書



_____選挙候補者_____（以下「甲」という。）と
 _____（以下「乙」という。）は、印刷物の作成
 について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第 143 条に定めるビラ
- 2 数 量 _____枚
- 3 契 約 金 額 単価_____銭
- 4 納 入 期 限 令和_____年_____月_____日
- 5 請求及び支払

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき三股町に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和 年 月 日

甲 _____選挙候補者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

乙

住 所 _____

名 称 _____

氏名又は

代表者氏名 _____ (印)

選挙運動用ポスター作成契約書

収入印紙

100 万以下

200 円

割印

-----選挙候補者----- (以下「甲」という。)

と----- (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について

次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第 143 条に定めるポスター
- 2 数 量 -----枚
- 3 契 約 金 額 単価-----円-----銭
- 4 納 入 期 限 令和-----年-----月-----日
- 5 請求及び支払

乙は、この契約に基づく契約金額については、三股町議会議員及び三股町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき三股町に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、三股町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、三股町に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和-----年-----月-----日

甲 -----選挙候補者

住 所 -----

氏 名 -----⑩

乙 住 所 -----

名 称 -----

氏名又は

代表者氏名 -----⑩